

令和4年

第5回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年5月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第5回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第5回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年5月31日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾我憲司	2番 渡辺隆	4番 本間多佳子
5番 皆川光浩	6番 見尾田正行	9番 菅井茂
11番 五十嵐佐敏	12番 遠山登	13番 松田昭悦
14番 笠原尚美	15番 柳壽一	16番 大堀哲男
17番 小林章男	18番 相馬重男	19番 小嶋覚

○推進委員

1番 渡邊聡	2番 加藤卓也	3番 辻繁雄
4番 中村孝幸	5番 宮嶋市郎	6番 能勢山嘉雄
7番 羽田正栄	8番 上松浩二	9番 小林隆司
10番 伊藤剛栄	11番 細山徹也	12番 長谷川政男
15番 蕪木緑		

3 欠席委員

○農業委員 3番 上松千恵 7番 阿部萬紀夫 8番 齋藤瑞穂
10番 渡邊悟

○推進委員 13番 松崎学 14番 青木等

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一
主幹	山崎 一之

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第9 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長(小嶋)	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年5月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、 3番 上松委員、7番 阿部委員、8番 齋藤委員、10番 渡邊委員の4名です。</p> <p>推進委員の欠席は、13番 松崎推進委員、14番 青木推進委員の2名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 1番 曾我委員、2番 渡辺委員、4番 本間委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長(小嶋)	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、 1番 曾我委員、2番 渡辺委員、4番 本間委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長(小嶋)	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長、山崎主幹、であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>今月は3件あります。</p> <p>契約内容別では、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が3件あります。</p> <p>解約事由は、農地中間管理権設定のための解約が1ページの受付番号10番です。</p> <p>続きまして、本人耕作のため農地中間管理権設定を解約が、2ページの受付番号11・12番です。</p> <p>そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。</p> <p>以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説</p>

明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
ご承知おきををお願いします。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書3ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。
事業完了届は3件あります。
受付番号5番、転用事業者は記載のとおりです。
土地の所在が福永字砂山、転用面積は8筆で5,676㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。
許可年月日及び許可番号が令和2年10月23日、阿農委第502018号、完了年月日が令和4年4月6日です。
場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区 国道490号の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。
6ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み濃く塗りつぶし表示しております。
7ページには土地利用計画図を掲載しております。
当該地は26日に現地確認をしまいましたが、埋め戻しが終わってございました。基盤整備による新たな畦畔の設置は未設置の状態でした。
換地を行い、畦の縦横割り直し及び排水と農道が整備され、今後、耕作者に返還される見込みです。今年度は作付けできませんが、補償されるとのことです。
どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。
過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。
続きまして8ページになります。
受付番号6番、転用事業者は記載のとおりです。
土地の所在が上江端字興野前、転用面積は13筆で15,233㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。
許可年月日及び許可番号が令和2年8月20日、阿農委第502015号、完了年月日が令和4年2月10日です。
場所につきましては、9・10ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、上江端集落の北側に位置しております。
11ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲み濃く塗りつぶし表示しております。
12・13ページには土地利用計画図・全体土地利用計画図を掲載してお

ります。

当該地は26日に現地確認をしまいましたが、埋め戻しが終わり整地作業も終了していました。現在は返還されて、作付けもされておりました。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

続きまして14ページになります。

受付番号7番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山、転用面積は28筆で15,430.30㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和3年4月26日、阿農委第502052号、完了年月日が令和4年4月15日です。

場所につきましては、15・16ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、上江端と切梅新田の間に位置しております。

17ページの更正図をご覧ください。申請地を斜線で表示しております。

18ページには土地利用計画図を掲載しております。

当該地は26日に現地確認をしまいましたが、

申請地は、引き続き砂利採取終了後に周囲の砂利採取に伴う表土置場として使用するため、砂利採取完了の直前で表土置場としての転用申請があった場所です。現在は表土置場として一時転用の許可がされております。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いしたいところですが、5番案件については確認委員の3番 上松委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、6番案件について、13番 松田委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（松田）

13番です。6番案件ですが、上江端前の基盤整備を兼ねたものですが、最後になってきました。先ほど事務局が説明したとおりでございまして、完全に終わらして、田植えも終わらして、青々として茂っておいりましたので、問題ないというふうに見てまいりました。

よろしくお願ひいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、7番案件について、9番 菅井委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井）

9番 菅井です。17ページをみてください。この三角形の部分の完了届は、陸砂利が完了ということで思ってください。砂利採りが完了したと思って見てください。今回は隣接している次の区画、スパンの砂利採りをやっています。この三画は、その、今行われている砂利採りの、表土置き場として、現在使われております。この、今砂利採りをしている次のスパンが終わりましたら、一緒にこの三角形の中の細かい田んぼがいっぱいあるんですけど

も、これらと一緒に区画整理が入り、大圃場として田んぼになる予定だそうです。何ら問題はないと見てきましたので、よろしくお願いします。

議長（小嶋） ありがとうございます。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
斎藤係長、お願いします。

事務局（斎藤） 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和4年4月28日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等75件、416筆、407,655.84㎡について、報告します。

配分は64件、移転は11件となっております

はじめに、配分については、議案書の19ページ23番から59ページ86番までとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年6月28日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年6月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、59ページ87番から66ページ97番までとなります。

移転後の開始は、令和4年6月29日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書の67ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が3件、8筆、合計面積が1,733㎡、使用貸借権の設定が1件、36筆、合計面積が46,741.16㎡です。

最初に所有権移転を説明します。

受付番号5番、上江端字興野、地目、台帳・現況がともに田、地積102㎡、これを含めまして合計5筆で360㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で169,200円での売買です。

受付番号6番、保田字中道、地目、台帳・現況がともに畑、地積144㎡、これを含めまして合計2筆で861㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号8番、駒林字善四郎谷内、地目は台帳が雑種地、現況が田、地積512㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で42,496円での売買です。

続きまして、68ページ使用貸借権設定ですが、受付番号7番は農業者年金受給中のため再設定するものであり、説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局 (野崎) 73ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号8番、所有権移転による永久転用です。
譲受・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が日の出町、台帳が田、現況が畑、地積が343㎡です。
転用目的は個人住宅建築敷地で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間は、令和4年6月11日から令和4年10月25日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第二種中高層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。
許可基準は、許可可能であります。
転用事由は、申請者は、当該地に隣接する実家で生活していますが、部屋数も少なく手狭になったため、伯父の所有する当該地を無償で譲り受け、個人住宅を建築するものです。
場所につきましては、74・75ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、新潟県道271号水原出湯線の瓢湖すいきん公園の付近に位置する土地です。
76ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶされて表示しております。
77・78ページは平面図です。
79ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は浸透枳へ接続する計画です。
以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、確認委員の3番 上松委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。
これから審議に入ります。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」 の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
全体の受付状況を申し上げます。
今月の受付状況は所有権移転3件、18筆、8,699.94㎡、賃貸借権設定6件、32筆、30,336㎡、使用貸借権設定1件、1筆、352㎡、農地中間管理権設定22件、151筆、121,262.99㎡ となります。
最初に所有権移転の案件です。
81ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。
なお、譲受人は、あっせん譲受等候補者名簿登載者です。
また、台帳・現況地目については いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。
それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。
1番、上江端字下上ノ山外2筆、1,223㎡、10a当り650,000円の売買です。
2番、上江端字下上ノ山外3筆、3,382.94㎡、10a当り650,000円の売買です。
3番、上江端字上ノ山外10筆、4,094㎡、10a当り650,000円の売買です。
次に、賃貸借権設定の案件です。
なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。
83ページをご覧ください。
1番、関屋字砂原、383㎡、10a当り5,000円。
2番、関屋字砂原、621㎡、10a当り5,000円。
次に、使用貸借権の設定の案件です。
86ページ、5番、今板字宮の前、352㎡。
農地中間管理権設定の案件です。
初めに、案件の期間については、令和4年6月11日から令和14年11月10日、令和13年2月10日まで、賃貸借権は10aあたりの賃貸借料

の設定となっております

87ページをご覧ください。

1番、法柳字居浦外7筆、11,837㎡、23,000円。

2番、深堀字曾根外8筆、8,908㎡、23,000円。

3番、猫山字太田外6筆、5,996㎡、23,000円。

89ページ、4番、城字行塚、1,993㎡、23,000円。

5番、京ヶ瀬字古阿賀、379㎡、16,000円。

90ページ、6番、安野町外1筆、1,997㎡、23,000円。

7番、山口字上野地、1,508㎡、23,000円。

8番、山口村新田字千刈、2,440㎡、23,000円。

9番、下条字中田外6筆、15,699㎡、23,000円。

10番、駒林字千刈外2筆、4,853㎡、23,000円。

11番、山口字上野地外3筆、6,011㎡、23,000円。

92ページ、12番、金沢字川前外3筆、5,816㎡、25,000円。

13番、百津字家ノ浦外3筆、973.60㎡、使用貸借。

93ページ、14番、月崎字六日野境外1筆、1,400㎡、19,000円。

15番、百津字新町、857㎡、19,000円。

16番、福田字畑中外7筆、9,645㎡、19,000円。

94ページ、17番、月崎字六日野境、148㎡、使用貸借。

18番、百津字家ノ浦外16筆、2,709.78㎡、使用貸借。

96ページ、19番、分田字多割外28筆、19,434㎡、23,000円。

99ページ、20番、上福岡字石畑外31筆、10,272.61㎡、使用貸借。

103ページ、21番、小浮字鳥尻外7筆、7,613㎡、22,000円。

104ページ、22番、堀越字諏訪、773㎡、23,100円。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の1番及び2番の譲受人は、1番 曾我委員であり、4番と6番及び使用貸借権設定の5番の譲受人は、16番 大堀委員であります。

続いて、賃貸借権設定の7番の譲受人は●●●●●●●●であり、推進委員の10番 伊藤推進委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与

の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。
はじめに、賃貸借権設定の1番及び2番案件を審議いたしますので、1番曾我委員の退室をお願いいたします。

－ 1番 曾我委員 退室 －

議長 (小嶋) 1番 曾我委員が退室されましたので、1番及び2番案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
賃貸借権設定の1番及び2番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、賃貸借権設定の1番及び2番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
1番 曾我委員の入室をお願いいたします。

－ 1番 曾我委員 入室 －

議長 (小嶋) 1番 曾我委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の4番及び6番、並びに使用貸借権設定の5番案件について審議いたしますので、16番 大堀委員の退室をお願いいたします。

－ 16番 大堀委員 退室 －

議長 (小嶋) 16番 大堀委員が退室されましたので、賃貸借権設定の4番及び6番、並びに使用貸借権設定の5番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
賃貸借権設定の4番及び6番、並びに使用貸借権設定の5番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、賃貸借権設定の4番及び6番、並びに使用貸借権設定の5番の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
16番 大堀委員の入室をお願いいたします。

— 16番 大堀委員 入室 —

議長 (小嶋) 16番 大堀委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の7番案件について、審議いたしますので、推進委員の10番 伊藤推進委員の退室をお願いいたします。

— 10番 伊藤推進委員 退室 —

議長 (小嶋) 10番 伊藤推進委員が退室されましたので、賃貸借権設定の7番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
賃貸借権設定の7番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
したがいまして、賃貸借権設定の7番の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
推進委員の10番 伊藤推進委員の入室をお願いいたします。

— 10番 伊藤推進委員 入室 —

議長 (小嶋) 推進委員の10番 伊藤推進委員が着席されましたので、続けます。
次に、今ほど決定した、議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

したがって、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 宮嶋事務局長 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第9 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

宮嶋局長、お願いします。

事務局 (宮嶋) 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、説明いたします。

議案書は別冊となっております。

一緒に配布しました修正箇所対照表とあわせてご覧いただきたいと思っております。

この案件につきましては、4月の総会で原案としてお示しし、ご承認をいただいたものでありますが、その後におきまして、県農業会議の指導・助言などもあり、目標値や文言の一部を修正し、このたび最終案としてご審議いただくため上程させていただくものであります。

内容につきましては、4月の総会で説明をさせていただいておりますので、今回は変更点について説明をさせていただきます。

それでは、別冊となっております議案書をお開きください。

1ページの「農業委員会の状況」については変更はありませんので、2ページをお開きください。

変更箇所は、一番下の「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」の目標値となります。

原案では、前年度に発生した遊休農地について、段階的に解消を図るものとして目標面積を0.2ヘクタールとしていたものでありますが、目標値は前年度に新規発生した遊休農地の全面積とすることが適当であることから、1.58ヘクタールに見直すものであります。

続きまして3ページをご覧ください。

中ほどの「2 最適化活動の活動目標」についてであります。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきまして、原案では国の示した基準等を踏まえ、目標値を「月10日」としたところでありますが、現状を踏まえ、週2日程度、月8日と見直すものであります。

また、その次の「(2) 活動強化月間の設定目標」につきましては、「強化月間の内容」の文言の見直しになります。

8月の「遊休農地の解消」の内容につきましては、原案では「農地パトロール (利用状況調査)」としたところでありますが、「利用状況調査」は農業委員会の必須活動のため、強化月間の活動内容にはそぐわないことから、「利用状況調査」の文言を削除したものであります。

また、10月と2月の「農地の集積」の内容につきましては、原案では「広報紙、ホームページ、窓口などで出し手と受け手農家への情報提供に努める」

としたところでありますが、これらの活動は主に事務局の活動となることから、農業委員や推進委員の皆様の活動内容となるよう、見直したものであります。

最後に、その次の「(3) 新規参入相談会への参加目標」についてですが、原案では「随時」としておりましたが、具体的な目標としまして「新規就農チャレンジフェアへの参加」と見直したものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

－ 14時15分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年5月31日

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩

議事録署名委員 4番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩